

京都市告示第584号

京都市市税条例第27条の6第4項の規定に基づき、市長が個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金は、次のとおり「控除対象寄附金」の項に掲げる寄附金を、同税の納税義務者が当該右欄「適用区分」の項に定める期間に支出したものとします。

令和3年2月25日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の所在地	使 途	適用区分
特定非営利活動法人 happiness に対する 寄附金	京都市南区唐橋川久保町1 番地の20	当該法人の 主たる目的 である業務	令和3年1月1日か ら令和5年12月2 4日までに支出され た寄附金

(行財政局税務部税制課)